

錦江町監査公表 1 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 2 年 1 月 27 日

錦江町監査委員 牧原 剛
同 浪瀬 亮祐

監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 随時監査

2 監査の実施期間 令和元年 12 月 9 日（月） 午後 2 時から午後 3 時

3 監査の実施場所 農業集落排水施設 麓地区浄化センター

4 監査の対象

今回の監査は、産業建設課が所管する農業集落排水事業特別会計のうち、麓地区浄化センターの管理業務委託を対象とした。

5 監査を行なった委員

牧原 剛、浪瀬 亮祐

6 監査の方法

過去 5 年間の管理費の支出状況と修繕内容をもとに、産業建設課課長及び担当者、並びに施設管理の委託先である、（有）南大隅衛生社の担当者から設備の状況等について説明を聴取した。

7 監査の結果

当該施設は平成 13 年 4 月 1 日に稼働を開始し、18 年が経過したところである。令和元年度 4 月 1 日時点において、当該施設の利用該当者数は 642 人である。平成 30 年度から令和元年度にかけて、長寿命化のための計画を策定するところであり、計画に基づいた改修等を、令和 3 年度から 4 年間かけて実施する予定である。

設備の管理については、委託先の管理業者が細やかに対応されており、現状において問題なく稼働していることを確認した。

一方、施設を確認したところ、配管や手すり等の腐食が進んでいた。また非常電源設備や貯留槽の鉄製蓋など、複数の改善すべき個所があることを確認した。今後の改修により改善されたい。

当該施設は 24 時間稼働し続けることが前提であり、また浄化後の水は河川に流されることから、常に正常な稼働が求められるものである。委託

先管理業者と綿密に連携し、対象住民や自然環境に不利益を及ぼすことのないよう、今後も適切な維持管理に取り組まれない。

また、災害発生等有事の際の初動体制や事業継続方法についても、管理業者と共同で検討・計画するなどし、十分に備えていただきたい。